

白浜町 議会だより

No.54

令和元年（2019）11月

発行 白浜町議会

編集 議会広報特別委員会



まちづくりや町政について質問しました。（第8回白浜町中学生議会）

CONTENTS

■ 令和元年第3回定例会	P. 2～3
■ 一般質問	P. 4～11
■ 提出した意見書等	P. 12～13
■ 常任委員会の活動報告	P. 14
■ 町議会・町議会議長の主な動き	P. 15
■ 次回日程	P. 16

▷▷ 令和元年第3回定例会 (9月3日～9月19日)

第1日

9月3日【開会、会期の決定、町長挨拶、提案理由の説明】

- ・会期の決定
- ・議案の提案理由説明（条例改正6件、条例制定1件、条例廃止1件、報告3件、補正予算関係5件、工事請負契約1件、その他の議案1件）

第2・3日

9月12日【一般質問】

- ・楠本議員、溝口議員、水上議員、丸本議員

9月13日【一般質問】

- ・長野議員、小森議員、松田議員、廣畑議員 《P4～P11に内容記載》

第4・5日

9月18日【監査報告、議案審議】

- ・追加議案の提案理由説明（決算認定関係9件、報告3件） ・監査報告
- ・議案審議（議案14件、報告4件） ・決算審査特別委員会の設置

9月19日【議案審議、閉会】

- ・議案審議（報告2件、諮問1件）
- ・議員発議案件1件 ・委員会発議案件3件

□条例の制定・改正等

○白浜町印鑑条例の一部を改正する条例について

住民基本台帳に記録されている旧氏または旧氏の一部を組み合わされたもので表されている印鑑を登録できる旨を規定

○白浜町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について

成年被後見人および被保佐人であることを次の職種、業務等の失格要件とする規定を削除
・建築審査会委員 ・消防団員
・下水道排水設備指定工事業業者

○白浜町給水条例の一部を改正する条例について

水道法の改正により、指定給水装置工事業業者の指定の更新制度が導入されることに伴い、指定の手続きに係る手数料を新設。また、水道の使用開始時の開栓に係る手数料を定める

○白浜町簡易水道使用条例の一部を改正する条例について

水道法による指定給水装置工

事業者の関係規定を白浜町給水条例の一部改正に準じて整備するとともに、同様に手数料を定める

○白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う改正

○白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本町における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める

□補正予算

○令和元年度白浜町一般会計補正予算（第2号）

既定の歳入歳出予算の総額に1億6千730万円を追

加し、歳入歳出予算総額を136億4千980万円とする。主な補正内容は次のとおりです。

(単位 万円未満四捨五入)

【総務費】

・デジタルサイネージ情報発信事業

257万円

・財政調整基金積立金

950万円

・減債基金積立金

5千万円

・庁舎等整備基金積立金

5千万円

【衛生費】

・温泉湯ポンプ入替業務委託事業

260万円

【農林水産業費】

・多面的機能支払事業交付金

84万円

・紀南地域射撃場整備推進協議会負担金

80万円

【観光費】

・白浜温泉街周遊観光実証実験業務委託事業

550万円

【土木費】

・住宅耐震改修補助事業

583万円

【教育費】

・南白浜小学校屋内運動場耐震改修附帯工事設計委託事業

340万円

【農林水産業施設災害復旧費】

・水産業用施設災害復旧事業

850万円

○令和元年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に4千720万円を追加し、歳入歳出予算総額を29億7千639万5千円とする。直営日置診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に385万円を追加し、歳入歳出予算総額を1千645万円とする。直営川添診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に385万円を追加し、歳入歳出予算総額を3千405万円とする。

○令和元年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額

に1千524万1千円を追加し、歳入歳出予算総額を30億5千39万4千円とする。

○令和元年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に490万円を追加し、歳入歳出予算総額を8億4千87万円とする。

○令和元年度白浜町水道事業特別会計補正予算(第1号)

収益的収入予算の総額に5千435万2千円を追加し、収入予算総額を7億6千745万2千円とし、収益的支出予算総額に815万1千円を追加し、支出予算総額を7億1千493万1千円とした。また、資本的支出予算の総額に9千20万円を追加し、支出予算総額を4億7千938万5千円とした。

□人権擁護委員の推せんについて

次の方を適任と認めた。

・田野 トミ代(瀬戸)

(敬称略)

□平成30年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分

平成30年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金6千818万3千913円を利益積立金とする。

□工事請負契約

○白浜町日置川ごみ焼却場解体撤去工事

【契約金額】

1億7千139万6千円

【契約の相手】

有田川町小島313番地の9

株式会社 ケイズ

代表取締役 北畑 貴行

□決算審査特別委員会の設置

平成30年度一般会計および各特別会計の決算認定について、特別委員会を設置し、閉会中に継続審査することとした。委員は次のとおりである。

【委員長】 正木 秀男

【副委員長】 楠本 隆典

【委員】 堀 匠

南 勝弥

丸本 安高

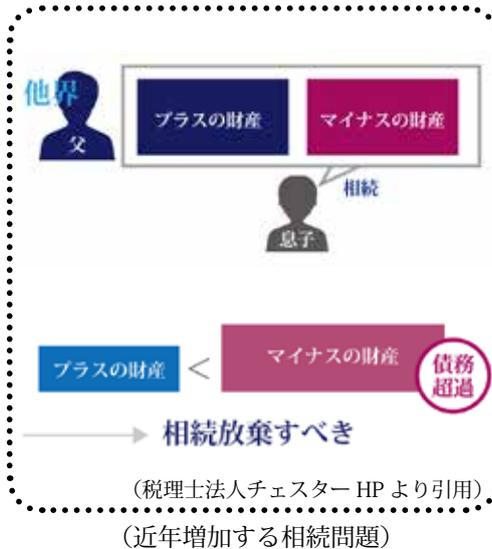
水上 久美子

令和元年第3回定例会一般質問（登壇順）



くすもと たかのり
楠本 隆典 議員
(分割)

- ・急増する相続放棄施策について
- ・農業政策について



問 亡くなった親族の財産や借金の相続を拒否する相続放棄が増加している。固定資産税の滞納措置、放置家屋等、納税通知書の発送、差し押さえ等、個人情報のおもろ秘蔵もあると思われるが、原則家庭裁判所が窓口となると思うが、調査件数も含めて何件ぐらいそのような事例があるのか伺う。

答 納税者から相続放棄の相談を受けた際には、被相続人および相続人の現状を聞き、どのような手続きが必要になるか考慮し、家庭

裁判所等の専門機関へ案内している。相続放棄関係の調査件数は、平成30年度で約50件であった。

問 3か月以内に手続きをしないと財産を引き継ぐことになるので、借入金の多い場合等、どうなるのか伺う。

答 相続財産が把握できず、調査が必要な場合や、相続財産の状況を調査しても、相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、管轄の家庭裁判所に相続の承認ま

たは放棄の期間の伸長の申し立てができる。

問 多面的機能の維持管理を図るための支払い交付金を有効活用することは、第一次産業である農業者を支援する上で大切なことである。町政報告会でも第一次産業の活性化の報告を受けたところであるが、この事業の遂行にあたり、県からの指導はあったのか。また、発生の原因、各活動組織の返還額について伺う。

答 要綱等の説明はあったが、作業の細かな指導はなかった。一筆ごとに確認をすべきだったが、担当者がその作業が必要だと気づかなかつたことなどが原因である。各活動組織の返還は、本年度の交付金交付後に手続を進める予定である。

問 農地利用最適化推進施策の改善と意見について、



(見草地域の遊休農地)

農業法人の設立に向けて財政多端な折、民間活力を含め十分関係者と話し合い、水利、鳥獣害など、課題も多いので、十分な意識啓発と詰めの作業が必要と考えるがいかがか。

答 集落営農では、地域全体で農地を守る必要があり、その保持に繋がるための意識啓発は当然必要だ。法人を設立し、事業を進めるにあたっては、農業者や農地所有者の意向を踏まえて検討協議を行い、方針の確立に向けて取り組みたい。



みぞぐち こうたろう
溝口 耕太郎 議員
(総括)

・町政発展に向けた 諸課題の取り組みについて

問 町政の発展、すなわち白浜町の発展について取り組みまなければならない課題は数え切れない。第2次白浜町長期総合計画にも項目ごとに記載されているが、町としてこの計画をどのように活用するのかが伺う。

答 長期総合計画は、町のビジョンを示す役割があり、今後進めていく施策の道しるべになるものだと考えている。

町民や観光客にとって、「住んでよし、訪れてよし」の白浜町、「オンリーワンの観光地」を目指すための各種施策の実現に向けて取り組んでいきたい。

問 観光産業の発展には南紀白浜観光局が経済3団体との連携役、主導役となるべきと考えるが、当局の考えはいかがか。

答 各種事業を進める上において、南紀白浜観光局と経済団体、特に白浜観光協会とはより一層の連携が必要である。一方、組織の編成ということも重要な課題であるため、先日も白浜観光協会と南紀白浜観光局で一本化を含めた方向性について話し合ったところがある。

問 昨年、使用済み核燃料の中間貯蔵施設に関する

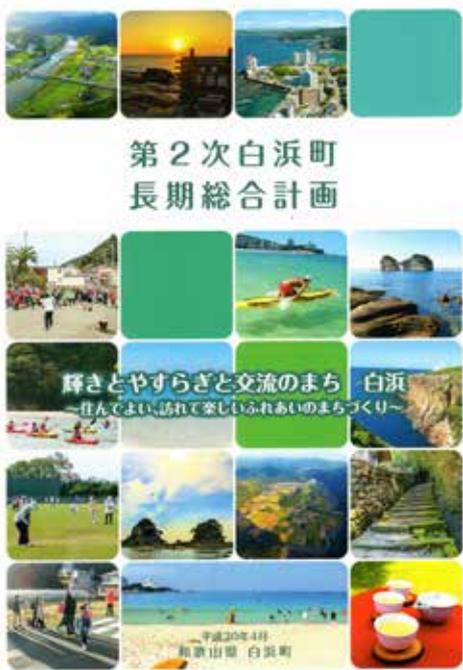
質問が再三行われている。町長は、その都度、話や申し入れは一切なく、観光地、白浜町として、仮にそのような話があっても受け入れることは一切ないと答弁をしているが、町民の不安や心配を払拭するため、設置拒否の条例制定も考えのひとつであると考えが当局の考えはいかがか。

答 中間貯蔵施設の受け入れをしない条例や町の宣言

の制定といった、町民の不安を払拭する方策について、今任期中に結論を出すべく検討を進め、議会にも諮っていきたい。

問 町長の任期も残り7カ月余りとなるが、次期町長選挙への出馬についての町長の考えはいかがか。

答 まだ残っている二期目の町政運営も含め、7年余りの仕事ぶりをいわずに町民の皆様に評価いただき、引き続き町政運営をお任せいただけるなら、意思あるところに道は開けるをモットーに、白浜創生、世界に誇れる観光リゾート白浜の実現に向かって、今一度、虚心坦懐、町民の皆様の幸福の追求と町政発展のため、全身全霊で立ち向かう所存である。



第2次白浜町
長期総合計画

輝きとやすらぎと交流のまち 白浜
住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり

(まちづくりの理念や、10年後目指すべき
まちの将来像のための住民・行政共通の指針)

・ 学校施設の防犯と子どもを守る
安全対策、道路整備について
・ 災害時の避難所での対応と課題について



みずかみ くみこ 議員
水上 久美子 (一問一答)

問 学校境界フェンスやゲートの無い箇所があり、不審者の侵入や犯罪防止対策や緊急事態発生時に活用できる通報システムの導入、全校の出入口へのセキュリティ管理も含めできているか何う。

答 校舎の中では、セキュリティ監視の整備を進めているが、校庭周囲の柵等の設置や校門等の出入口へのセキュリティはできていないのが現状である。不審者対策については、危機管理マニュアルを策定し、定期的に訓練を行っている。

問 通学路の歩道や、道路の未整備箇所が多いが、検証と対処、課題や安全対策についてはいかがか。

答 通学路等の道路における安全対策の確保は大変重要であるとして認識しているところであり、限られた予算



(校舎内に繋がる通用口等の防犯対策が求められている)

の中で最大限の効果を生み出せるよう取り組んでいきたい。

問 公園や児童公園が地域になく遊び場がない。児童福祉法に規定されている児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的として、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供し保護者の心配と声を組み入れていただきたい。世代を超えた交流の集える場としても、地域の

安心・安全な環境整備は自治体の責務であると考えるがいかがか。

答 児童公園は、現在町内に10箇所あり、その他にも都市公園や、学校のグラウンド等がある。お住まいの場所によっては、すぐ近くにそういった場所が無いという場合もあるかと思うが、まずは既存の施設を活用いただきたい。

問 災害時の避難所での対応と課題について、要援護者や要配慮者の妊婦、お年寄りや障がい者に配慮した設置要綱に明記はあるか。身体、知的、精神障がい者の特性を反映できるよう、実情に沿ったデータや事例の検証と、災害ボランティアアセンタ―は、社会福祉協議会と連携して、協働でマニュアル等見直しが必要ではないか何う。

答 町の避難所運営マニュアル中、「災害時要援護者の支援」が、大規模災害時に要援護者や要配慮者等の方々に対応できるか、検証に基づく修正・普及が必要と考える。災害ボランティアアセンタ―の運用については、更に社会福祉協議会と連携し協議を進めたい。



(車の対向できない幅員の狭い通学路。側溝には草が茂り、管理と溝蓋の要望が各所から出ている)



まるもと やすたか
丸本 安高 議員
(一問一答)

・ 個人情報保護について

問 今年4月、防衛省と自衛隊和歌山地方協力本部から、町長宛に自衛官、自衛官候補生の対象者情報の提供を求める依頼が来ている。内容は対象者に関する資料を、紙媒体、電子媒体で求めているものである。

防衛大臣から町長へ出した自衛官募集などの推進についての文面に、募集事務の一部の実施に関する法的根拠について、「都道府県知事、市町村長は、自衛隊法第97条により、自衛官の募集に関する事務の一部を行うとされている。特に、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官の業務に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事、市町村長に対し必要報告、または資料の提出を求めることができる。と定められ、この法令上の根拠をもって、募集対象者情報の提出をお願いするものです。」と、情報提供を依頼

--- 関係法令抜粋 ---

【自衛隊法第97条】

都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

【自衛隊法施行令第120条】

防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

【住民基本台帳法第11条第1項】

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合は、市町村長に対し、当該市町村長が備える住民基本台帳の（略、4要件該当）の事項を当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに関覧させることを請求することができる。

する根拠法を示している。市町村長が、防衛大臣等に、住民基本台帳から対象者を抽出した名簿を提出しなければならぬ義務はあるのか伺う。

答 防衛省は、自衛隊法第97条には「市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行

う。」とあり、町長が行う法定受託事務の一つとして自衛隊法施行令第120条の「報告又は必要な情報資料の提供を求めることができる。」から自衛官又は自衛官候補生の募集業務に必要な情報資料として、該当する事項を市町村長等に依頼している。町に資料提供の義務は明記されていない

と解釈し、情報資料の提供の依頼に応じる義務は町にはなく、応じるか否かは、町の判断になる。

問 現在行っている閲覧、書き写しに留めておくべきと考えるがいかがか。

答 来年度も、依頼に基づく「閲覧」を基本と考える。全国の市町村や各種団体等から様々な見解や意見があることも承知しているが、和歌山県下でも「紙媒体による情報提供」を実施する自治体も増えていくとのことであり、周辺自治体の動向を見ながら今後、紙媒体による募集対象者情報の提供の可能性について調査、研究していきたい。

※このほか、丸本議員は「核の関連施設受け入れ拒否の条例制定について」質問しました。

- ・日置川流域と安宅荘城館群について
- ・白浜町小中学生スポーツ大会等出場費補助金交付要綱について
- ・投票率向上に向けた取り組みについて
- ・使用済み小型電子機器等の回収について



ながの しょういち 議員
長野 荘一 (分割)

問 安宅荘城館群の国指定文化財に向けた今後の取り組みについて伺う。また、指定に向けて町全体での盛り上げが必要と考えるが、町の見解を伺う。

答 今後の取り組みの一環として、史跡指定答申記念シンポジウムを実施し、これまでの調査成果の報告やこれからの保存活用について広く意見を聞く場とすることにより、町内外に対して国指定に向けたPRができるかと考えている。

問 白浜町小中学生スポーツ大会出場費補助金交付要綱とはどのようなものか。

答 学校教育活動または社会体育もしくは文化活動の振興を図るために開催される大会に出場する白浜町立小中学校に在籍する児童生徒に対して補助金を交付することにより、出場経費の

負担軽減を図り、当町の教育振興に寄与することを目的としたものである。

問 補助金申請に該当するが、対象者の内、申請されていない団体、個人はどの位あるのか伺う。

答 対象者の全てを把握することは困難だが、わかる範囲では平成25年度から平成30年度の6カ年で、補助金を交付した件数は77件、未申請の件数は38件と把握している。



(安宅荘城館群 八幡山城 掘跡)



(安宅荘城館群 要害山城 掘跡)

票終了時刻の一部繰り上げについての考えはいかがか。

答 移動期日前投票所の導入には様々な課題があるが、投票困難地域を対象として取り組みを研究したい。投票終了時刻の繰り上げについては、地域性を考慮しつつ、啓発に取り組みながら検討していきたい。

問 要綱の運用の見直し、要綱の全面見直し、今後の周知方法について伺う。

答 学校教育活動と社会教育を切り分け、対象を町内在住の児童生徒に拡充することを盛り込んだ、要綱の全面改正を次年度に向けて取り組んでおり、ホームページや、児童生徒個人への直接の周知を考えている。

問 投票率の向上に向け、移動期日前投票所を導入する考えはないか。また、投

問 使用済み小型電子機器等について、白浜地域、日置川地域での回収の機会を設ける考えはないのか伺う。

答 日置川地域については、今年度、現在実施されているイベントの中で、使用済み小型電子機器等の回収を実施すべく、取り組みを進めている。また、白浜地域については、当面の間は、現状通りと考えているが、今後、地域の要望や廃棄物処理業者等との調整も含め、検討していきたい。

・白浜町公共施設等総合管理計画について
 ・防災、減災について



こもり かずのり
 小森 一典 議員
 (一問一答)

問 町は、平成29年に「白浜町公共施設等総合管理計画」を策定したが、他自治体と比較すると、膨大な公共建築物を所有している。今後、どのように運用・管理する計画であるのか。

答 町としては、「公共建築物の整備抑制」、「公共建築物の機能に着目した統廃合や再配置の実施」、「公共建築物の有効活用」、「公共施設等のライフサイクルコストの最適化」、「持続可能な公共施設等のマネジメント」を基本方針とし、取り組むこととしている。

問 現在、日置小学校、日置中学校の耐震化工事が着工されているが、今後、日置川地域における他の公共建築物について、どのように取り組まれようと計画しているのか伺う。

答 現在着手している橋梁修繕や簡易水道設備の更新等に引き続き取り組むとともに、各施設所管課の課題を精査し、必要な対応に努めていきたい。

問 日置川海岸地域にある公共施設等は、耐用年数による劣化と津波浸水地域という懸念があるため、早期の高台移転等、安全な場所へ移行することで、子どもや住民の生命を守ることになるのではないのか。

答 防災対策等各施設が抱える個別の課題については、それぞれの状況等を踏まえ、優先度なども精査した上で、施設所管課の計画等に基づき、課題の解決に努めていきたい。

問 昨年の大型台風襲来による風水害、更には南海トラフ巨大地震、津波被害等に備え、町ではどのような地域防災体制の確立や防災意識の向上に取り組まれているのか伺う。

答 危険なブロック塀の撤去費への補助や家具固定事業、自治会や自主防災会が行う施設整備、備蓄品購入、訓練、研修の実施に対し補助金の交付、町職員による防災講習を実施している。

問 伊古木漁港、および市江漁港では、昨年の台風襲来により、大きな被害が発生したが、現存する防砂堤

や護岸を強化することで、防災・減災対策に繋がるのではないのか。

答 伊古木の防砂堤は、防砂堤の土砂撤去も含め、有効な手段を講じたい。市江の護岸は、漁港前面の防波堤高上の事業化を検討している。困難な状態だが、県と協議を続けていきたい。



(公共施設が並ぶ日置の海岸線)



(市江漁港の陸閘)

・災害弱者の災害時での支援について



まつだ たけはる
松田 剛治 議員
(総括)



(援助が必要な方のためのヘルプマーク)

問 避難行動要支援者に対する個別計画を進めていく上で、平時のサービスメニューを作成している福祉のプロの方を巻き込んで、災害時の支援計画作りという取り組みは考えられるのか。さらに、その個別計画を地域の避難訓練などで活かす方向性はどうか伺う。

答 相談支援員等の活用については、支援者の負担軽減のため検討したい。また、社会福祉協議会と連携

し、取り組んでいる生活支援体制整備事業では、地域の現状を地域の皆様が検証することで、援助が必要な災害弱者や支援が可能な方等が見えてくると思う。今後、個別計画を作成する際には、こうした地域の繋がり等を参考にしたい。

問 外国人観光客への災害時における支援について、災害時ゆえの言葉の壁や、災害情報を発信する体制等はあるのか。

答 外国人観光客への災害情報発信の有効な伝達手段の1つとして、スマートフォンアプリの災害情報伝達プラットフォーム実証実験を行った。今後、より有効な手段を研究したい。

問 災害弱者に配慮すべき支援について、防災支援マニュアルやヘルプマーク、安心・安全メール、戸別受



(液体ミルクは災害時でもお湯を沸かさずに飲ませることができる)

信機等にかかる広報活動の取り組みと現状、また、利用促進に繋がっているのか伺う。

答 災害弱者に限らず、より多くの方に周知するため、町ホームページ等による情報発信を進めたい。また、今年12月には、改選により民生委員が決まるので、改めて戸別受信機等による伝達手段の周知もお願いしたい。

問 町と協定を結んでいる福祉避難所について、福祉

避難所としての位置付けがあり、マニュアルがきちんと作成され、それに基づく支援体制が整備されているのか。

答 町が協定を締結している施設は、大規模災害が発生した際の受入れは困難である。今後、災害対策基本法における福祉避難所の指定を進める中で、運営マニュアル等も策定したい。

問 災害時の備蓄品について、赤ちゃんの命を守る液体ミルクの利便性、安全面を伝える啓発活動や、備蓄への取り組みはいかがか。

答 液体ミルクは保存期限が短く、保存条件上から物流調達で対応していきたくない。災害時においてそのまま飲用できる液体ミルクは有用であり、広報しらはまの防災ページで広報していきたい。



ひろはた としお
廣畑 敏雄 議員
(一問一答)

・和歌山南漁協の補助金問題について ・富田川河川整備と避難所整備について

問 和歌山南漁協の問題、新たな事実が出れば、対応を考えるとのことだが、このことについてどうか伺う。

答 新たな事実が出れば対応を考えるとという考えに変わりはなく、和歌山南漁協は田辺市でも補助金問題が生じているので、最終的にはその辺りも踏まえた判断をしなければならない。

問 白浜町水産振興事業補助金交付要綱第3条別表の補助金等の対象となる経費、補助率、事業主体は以前と変わらない。何にでも適用できる補助金という押さえは変わっていない。以前と同じ事柄が成文化されていると考えるが、どのように違うのか。また、今後、この補助金要綱を改正する考えはあるのか伺う。

答 原因は虚偽報告等であり、事務を明確にし、指導

することで、再発は防ぐことができることから、同じ内容で定めているが、今後の制度が見直されれば要綱も改正することになる。

問 河川整備計画のもと、整備事業が執行されているが、台風10号では、富田川流域に避難勧告が出され、庄川や内ノ川に水中ポンプが設置され、昨年のような家屋などの浸水が無かったが、水中ポンプの増設や、小泓川への排水溝への蓋の設置はできないか伺う。



(堆積土砂の撤去が進む富田川(大井堰付近))

答 各地区において現場の条件が異なるため、地域の方々と連携し防災減災対策に取り組んでいきたい。

問 ポンプの管理や扉門操作は今後どの部署が行っていくのか、また、地元との協力体制はどうか伺う。

答 管理については町で行い、操作については、消防団や地元と協力をいただいている。

問 大井堰の壊滅、血深井堰も損壊、この復旧はいかがか。

答 大井堰は工事着手していたが、台風10号により被災箇所が増破したため、この増破部分に国の補助を受ける調整をしている。血深井堰は新規の災害復旧事業として国の査定を受ける予定である。



(増水時に稼働する水中ポンプ(内ノ川地域))

問 富田川の支流の整備について、富田川整備事業のなかでどこまでできるのか伺う。

答 支流整備については、富田川水系河川整備計画には含まれていないため、別事業で対応している。

▷▷ 提出した意見書

定例会 5 日目に、意見書の委員会提案があり、採決の結果、全会一致で可決し、関係機関へ提出しました。意見書の内容等は下記のとおりです。

発委第 5 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

提出者 白浜町総務文教厚生常任委員長 長野 莊一

採決結果 **可 決** 全会一致

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和 3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 19 日

和歌山県白浜町議会

【提出先】 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 農林水産大臣 国土交通大臣
衆議院議長 参議院議長

▷▷ 本会議とは

白浜町議会では、3月、6月、9月、12月の年4回開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。本会議では、議員全員が議場に集まり、提案された議案等をどうするか、町議会の最終的な意思を決定します。

議会（定例会）の流れ

議会運営委員会

議会の日程、運営について事前に協議を行います。

第1日

開 会

議長が開会を宣言します。

提出議案説明

町長等が議案について提案説明をします。

第1日終了後、議案調査のため1週間程度休会します。



第2日・第3日

一般質問

提出議案以外で、広く町政に関し、報告や説明を求めたり、疑問をただしたりします。

質問方式は、全項目をまとめて質問・答弁を行う「総括方式」、項目毎に質問・答弁を行う「分割方式」、質問事項について、1つずつ質問・答弁を行う「一問一答方式」があり、質問方式を選択して、1人90分以内で行います。



「開会」から「閉会」まで、約20日間

第4日・第5日

質疑・討論

議案に対する質疑のあと、賛成反対の討論を行います。

採 決

議案等について賛成か反対かを決めます。

閉 会

議長が閉会を宣言します。

総務文教厚生常任委員会 行政調査報告書

調査年月日 令和元年7月23日～25日
 調査事項 「学力向上について」(秋田県^{はつぼう}八峰町)
 及び調査地 「子育て支援について」(宮城県^{くりはら}栗原市)
 参加者 【委員長】 長野 莊一 【副委員長】 松田 剛治
 【委員】 楠本 隆典、西尾 智朗、丸本 安高、小森 一典、水上 久美子

〔八峰町〕

八峰町はICT教育を教育行政の重要施策に位置付けている。町予算における教育費の占める割合は10%を超えており、町の教育に対する熱意が伺えた。白浜町でも、ICTの情報機器を活用する情報教育を推進しているが、様々な授業において、黒板やノートにプラスするツールとしての使用には至っていない。各学校にICT支援員を配置するなどして、安心して機器を使える、相談できる環境を作っていくことが必要である。

また、八峰町では人材を使ってふるさとに目を向けてもらう教育を行っている。地域と学校をつなぐ具体的な取り組みが、最終的に将来を支える子どもたちに繋がること。目標がはっきりしていて、非常に分かりやすいと感じた。地域、学校、行政、議会の関係を親密にしていく仕組みのヒントをいただいた。白浜町では、ふるさと教育として、ふるさとの文化や伝統行事の学習を通じて郷土の愛着を深めるための取り組みや、ふるさとの先人について学ぶ機会を設けるなど、郷土の自然や歴史、

文化を生かしたふるさと教育を進めている。地域の祭礼等への参加や、地域人材を活用しての現地学習等により、一層郷土について深く学び、地域住民と交流をはかれるよう努める必要がある。



(八峰町での調査)

〔栗原市〕

栗原市の子育て支援に対する施策は多岐に渡っており、子育てを市がバックアップしているという体制が市民に与える安心感は計り知れないものがある。また、子育て支援策が、結果として市外からの子育て環境を求めて移住してくる方の定着に繋がっている。そうしたことにより、育児に対する考え方をしっかり持った方が増え、市全体で子育てに対する意識が一層高まるというような理想的な流れができていく。

栗原市では、子育て世代の方が仕事を辞めず、パートでも正社員でも、働く場所があるので、子どもを保育所へ預けたいという方が多いとのこと。白浜町では、母親が妊娠・出産を機に辞職する割合が3割近くあり、子育て世代の母親が働きやすい、働きたいと思う環境が整っていない可能性もある。

栗原市は、都会の人が田舎での子育てを考えた時に、移住してみようと思えるだけの子育て支援制度が用意されている自治体である。田舎での子育てでは、都会と比較して不便なことも多いなか、豊かな自然環境の下でのびのびと子育てできるよう、市全体で取り組んでいる。白浜町においても、安心して住める町をより盤石なものにしていくために、既存の支援メニューの改善も含め、子育て支援に一層の力を注ぐ必要がある。



(栗原市役所ロビー)

▷▷ 町議会・町議会議長の主な動き (7月～9月)

7月3日	紀南地区海上安全対策協議会定期総会	8月1日	田辺周辺広域市町村圏組合議会
4日	招魂祭	2日	県議長会全議員研修会(有田川町)
5日	大辺路衛生施設組合議会	7日	紀南環境広域施設組合議会
11日	議会広報特別委員会 公立紀南病院組合議会臨時会	16日	全員協議会
18日	全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会	27日	議会運営委員会
23日～ 25日	総務文教厚生常任委員会 行政調査(秋田県、宮城県)	28日	中学生議会
26日	富田川治水組合 日置川河川協議会	9月3日	第3回定例会第1日 総務文教厚生常任委員会
27日	南紀熊野ジオパークセンター オープニングセレモニー(串本町)	12日	第3回定例会第2日
30日	和歌山県後期高齢者医療 広域連合議会(和歌山市)	13日	第3回定例会第3日
31日	富田川衛生施設組合議会	18日	第3回定例会第4日 決算審査特別委員会
		19日	第3回定例会第5日
		24日	富田共有財産組合委員会
		27日	和歌山県選出国會議員へ 陳情(東京都)

▷▷ 活動報告

▶ 町村議会全議員研修会(有田川町)

8月2日、有田川町「きびドーム」において、町村議会全議員研修会が開催され、白浜町からもすべての議員が参加しました。

今年度は、東京大学史料編纂所教授の本郷和人氏より、「関ヶ原の戦い-武将たちの決断-」と題し、現代にも通じるリーダーシップや決断、地方創生に関する地方活性化についてご講演をいただきました。



次回日程

次回定例会（12月）の会期は、12月3日（火）から18日（水）までの予定です。

日	月	火	水	木	金	土
	11/25	11/26 議会運営 委員会 10:00~	11/27	11/28	11/29	11/30
12/1	2	3 開会日 第1日 提案説明等 10:00~	4 (休会) 議案調査のため	5	6	7
8	9	10	11	12 第2日 一般質問 10:00~	13 第3日 一般質問 10:00~	14
15	16	17 第4日 一般質問 議案審議 10:00~	18 閉会日 第5日 議案審議 10:00~	19	20	21

12月議会の日程は、11月26日（火）開催予定の議会運営委員会で決定します。
詳細は、議会事務局（43-6591）までお問い合わせください。

編集後記

今年は「平成」から「令和」へと元号が変わり、歴史の大きな転換点を迎えることとなりました。「平成」という時代をどのように受け止め、そして「令和」という時代へどう受け継いでいくか。白浜町においても過去の歩みを検証し、未来へどう進展させていくかということが大切なことのように思います。

近年、地方は人口減少を始め、様々な課題が山積しています。町議会は常に当局とともに一つひとつの課題が克服されるように懸命に取り組んでいます。

新しい時代を迎え、町民が希望を抱き、健やかに過ごせるよう心より願いつつ、今後も町議会の取り組みに一層のご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

（小森）

お知らせ

白浜町議会ホームページでも、会議日程をご覧になれます。また、直近の本会議の録画配信や本会議の会議録等も発信しています。

〈白浜町議会ホームページ〉

<http://www.town.shirahama.wakayama.jp/gyousei/gikai/index.html>



議会広報特別委員会

委員長 南 勝弥
副委員長 小森 一典
委員 正木 秀男 松田 剛治
水上久美子 廣畑 敏雄

町議会に関する情報は「議会ホームページ」へ

